

県南広域振興局長告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年3月22日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 (1) 路線名 盛岡横手線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 和賀郡西和賀町沢内字川舟3地割108番1地先から648番138地先まで
 - イ 和賀郡西和賀町沢内字猿橋1地割77番1地先から9地割26番1地先まで
 - ウ 和賀郡西和賀町沢内字太田第6地割10番1地先から字前郷第1地割35番2地先まで
 - エ 和賀郡西和賀町沢内字大野第2地割84番5地先から第6地割29番2地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成23年3月22日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 平成23年3月22日から同年4月22日まで
- 2 (1) 路線名 花巻北上線
 - (2) 供用開始の区間 北上市立花第2地割23番2地先から第3地割39番2地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成23年3月22日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 平成23年3月22日から同年4月22日まで
- 3 (1) 路線名 花巻衣川線
 - (2) 供用開始の区間 北上市和賀町山口40地割17番1地先から21番2地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成23年3月22日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 平成23年3月22日から同年4月22日まで
- 4 (1) 路線名 夏油温泉江釣子線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 北上市和賀町岩崎新田畑入山国有林604林班ち小班地先から604林班つ1小班地先まで
 - イ 北上市岩崎32地割120番1地先から上鬼柳13地割108番2地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成23年3月22日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 平成23年3月22日から同年4月22日まで
- 5 (1) 路線名 後藤野野中線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 北上市和賀町横川目25地割64番4地先から83番1地先まで
 - イ 北上市和賀町後藤1地割671番1地先から315番13地先まで
 - ウ 北上市和賀町後藤2地割290番4地先から藤根1地割16番5地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成23年3月22日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター

イ 期間 平成23年3月22日から同年4月22日まで

6(1) 路線名 清水野村崎野線

(2) 供用開始の区間 北上市飯豊20地割15番1地先から188番地先まで

(3) 供用開始の期日 平成23年3月22日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター

イ 期間 平成23年3月22日から同年4月22日まで